山梨県社会福祉協議会

保育人材確保対策貸付事業

未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付規程

(趣旨)

第1条 この貸付規程は、山梨県保育人材確保対策貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、 山梨県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する未就学児を持つ保育士に対する保育料等の 一部貸付の貸付方法、事務手続等を規定し、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の適 正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付の申請)

- 第2条 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付申請書(以下「申請書」という。)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、山梨県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
 - ①身上書(第2号様式)
 - ②連帯保証人に関する調書(第3号様式)
 - ③誓約書(第4号様式)
 - ④雇用(内定・決定)証明書(第5号様式)
 - ⑤住民票の写し
 - ⑥保育士証の写し
 - (7)連帯保証人の住民票の写し
 - ⑧連帯保証人の所得を証明する書類
 - ⑨市町村長が発行する保育所等利用決定通知若しくはそれに準ずる書類
 - ⑩未就学児の保育時間帯及び保育料の額(子ども預かり支援事業については、利用料金の見積額)が確認できる書類
 - ⑪その他会長が必要と認める書類

(貸付決定)

- 第3条 会長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書及び添付書類を審査のうえ、未就学児を 持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の適否を決定するものとする。
- 2 会長は、前項の規定により未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の適否を決定したと きは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

- 第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営み、原則として県内に居住する者でなければならない。 この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、法定代理人でなければならない。 ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立 支援ホームに入所している児童、若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定 代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長(里 親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が 図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 3 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 申請者又は未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付を受けた者(以下「借受人」という。) が連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(契約)

- 第5条 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付は、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付契約書(第6号様式)により契約を締結して行うものとする。
- 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の契約内容に変更が生じた場合は、未就学児を 持つ保育士に対する保育料等の一部貸付変更契約書(第7号様式)により契約の変更を行うものとす る。

(貸付方法)

第6条 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付は、三月分を一括してその最初の月に貸付る。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(受領書等の提出)

第7条 前条の規定により借受人は、その都度、受領書(第8号様式)を会長に提出しなければならない。 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の契約に係る全額の貸付を受けた者は、当該 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付を受領後、直ちに未就学児を持つ保育士に対する 保育料等の一部貸付借用証書(第9号様式)を会長に提出しなければならない。

(契約解除)

- 第8条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。
 - ①退職したとき。
 - ②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ③死亡したとき。
 - ④その他、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、借受人が貸付契約を解除する場合は、契約解除届(第10号様式)を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により契約の解除をするときは、その旨を、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付契約の相手方又は、その連帯保証人に通知するものとする。

(返還債務の免除手続)

- 第9条 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の返還債務の免除を受けようとする者は、 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還債務免除申請書(第11号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還債務免除申請書を受理した ときは、これを審査し、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還債務の免除を決定し たときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還手続及び返還期間)

- 第10条 借受人は未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付を返還する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から起算して15日以内に、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還明細書(第12号様式)を会長に提出しなければならない。
 - なお、返還方法は、一括、月賦及び半年賦の均等払い方式とし、返還期間は、当該事由が生じた日の 属する月の翌月から、最長で貸付期間の2倍に相当する期間とし、最大4年以内とする。
- 2 前項の規定により未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還明細書を提出した者は、 当該未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還明細書に係る返還方法を変更しようと するときは、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還方法変更申請書(第13号様式)

を会長に提出して、その承認を得なければならない。

(返還債務の猶予手続)

- 第11条 返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還猶予申請書(第14号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の返還債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第12条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - ①借受人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。(第15号様式)
 - ②未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付を辞退しようとするとき。(第16号様式)
 - ③未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付事業における当該業務に従事し、又は従事しなくなったとき。(第17号様式)
 - ④当該業務に従事している施設を変更したとき。(第18号様式)
 - ⑤貸付対象となる保育料等を変更したとき。(第19号様式)
- 2 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに死亡届(第20号様式)によりその旨を会長に届け出なければならない。

(台帳)

第13条 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付の状況を明らかにするため、未 就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付台帳(第21号様式)を備えておくものとする。

(実施細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、未就学児を持つ保育士に対する保育料等の一部貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年9月1日から施行する。